

# 名古屋観光ガイド制作業務委託仕様書

## 1 業務名

名古屋観光ガイド制作業務委託

## 2 業務の目的

今秋開催されるアジア競技大会・アジアパラ競技大会を契機に、新しく名古屋の魅力を視覚的に分かりやすく伝え、手に取りやすいパンフレットを制作し、発行するもの。

パンフレットは名古屋市内の観光施設、歴史的施設、飲食店、伝統的なものづくり文化等を一体的に掲載し、連続性を持って紹介することで、「街歩きをしたい」と思える魅力的な内容とするとともに、手に取り読み進めたいくなるデザインの装丁、レイアウトとする。

## 3 業務期間

契約締結の日から令和 8 年 10 月 31 日まで

## 4 業務内容

本事業受託者(以下「受託者」という。)以下のとおり制作すること。

### (1)企画・デザイン

パンフレットを手にとり目にしたとき、「(こんなところがあるなら)もう一度、名古屋へ」と思わせることをテーマに、名古屋市の魅力発信、認知拡大を図り、手にした読者が市内を気軽に周遊できるものとする。そのため、訴求力のある企画内容・テーマ設定を行うとともに、表紙のインパクトをはじめ誌面デザインも写真やイラストを効果的に使い、手に取り読み進めたいくなる構成とすること。

パンフレットは、主に以下の要素を盛り込んだものとし、最終的な企画・デザインは当財団と協議の上、決定する。

- ①名古屋市内周辺の観光スポット 名古屋城とその他
- ②緑区有松や西区の伝統的なものづくり文化
- ③なごやめし、グルメ、カフェ
- ④熱田神宮界隈、大須商店街界隈といった街の賑わいを感じるスポット
- ⑤ウェルネススタイルなごやを活用したゆったり企画
- ⑥アクセス・交通情報
- ⑦当財団サイト「名古屋コンシェルジュ」紹介
- ⑧パンフレット満足度等のウェブアンケートの二次元コード掲載スペース

## (2)取材・編集

(1)の企画・デザインに基づき、パンフレットに掲載する対象について取材し、掲載文字原稿の作成、画像撮影を行うとともに、誌面の編集を行うこと。画像について、季節感が必要なもの等、作成期間内の撮影が困難なものは、購入写真も可とする。

取材・編集においては以下を前提とし、当財団と協議の上、掲載内容を決定する。

- ①原稿作成及び編集作業は受託者が行うこと。なお、原稿作成、編集に関わる者は市販の旅行系出版物の発行ノウハウを有する経験豊富な者であること。
- ②名古屋市の魅力伝える上で適切な取材先を選定するとともに、当財団が掲載を希望する対象にも取材を行うこと。
- ③画像等は受託者が入手すること(有償画像等の取得にかかる費用も、契約金額に含むものとする。)
- ④画像等は必要に応じて当財団においても提供する。
- ⑤使用する画像、情報の著作権、版権、肖像権の各種権利については、受託者が使用の許諾等の調整を行うこと。

## (3)冊子の印刷・納品

(1)～(2)で制作した原稿を以下の規格を基本として冊子化し、納品すること。

- ①冊子体裁:A4 版又は AB 版、中綴じ、12ページ以上、4 色刷り
- ②紙質:マットコート紙65kg以上
- ③校正回数:3 回以上
- ④作成部数:30,000 部以上
- ⑤納品期限:8月下旬
- ⑥納品先:名古屋観光コンベンションビューロー及び指定する場所(のべ最大8か所、名古屋市内)
- ⑦梱包:包装紙の外側に冊子名と冊数を記載すること(シールも可)
- ⑧その他:冊子の納品に併せて、制作した原稿の PDF データ(Adobe Reader の音声読み上げ可能なアクセシビリティ機能を有するもの)及び InDesign の編集データを名古屋観光コンベンションビューローに納品すること。なお、納品データは名古屋コンシェルジュへ掲載できるものとし、その他の利用については協議の上決定する。
- ⑨広告等の掲載は不可とします。

## (4)情報発信の実施

制作した名古屋市観光周遊パンフレットについて、効果的な PR、情報発信を行うこと。

- (1)受託者は、ビューローが実施する事業を把握し、それぞれの事業と連携して相乗効果を発揮するよう努めること。
- (2)本仕様書は委託内容の概要を示すものであり、その他軽微な事項及び本書に記載のない事項であっても、契約金額の範囲内で実施すること。
- (3)受託者は、業務上において疑義が生じた場合はビューローに報告し、協議の上で業務を遂行すること。なお、ビューローと受託者の協議にかかる最終判断はビューローが行うものとする。
- (4)ビューローが提供した資料については業務終了時まで返却すること。
- (5)提案書の作成にかかる経費については、提案者の負担とする。なお提出された提案書は返却しないものとする。
- (6)審査結果は、ビューローのホームページにて公表する。
- (7)契約締結業者は宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないことが条件とする。

## 6 受託者の義務

- (1)受託者は、業務上必要な事項を熟知の上、法令規則、本仕様書、別記にある 特約条項等及びビューロー職員との協議により業務を行うこと。
- (2)受託者は、本事業の全部を一括して再委託できない。なお、本事業の適正な 履行を確保するため、受託者が本事業の一部を再委託する場合には、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を提出し、ビューローの承認を受けること。
- (3)受託者は、名古屋市及びビューローの信用を失墜する行為をしてはならない。再委託を行った場合は、再委託先も同様とする。
- (4)受託者は、本事業において知り得た情報について、管理・保管に十分留意するとともに、外部へ漏洩させないこと。再委託を行った場合は、再委託先も同様とし、その管理監督責任は受託者が負うものとする。また、別記「公益財団法人名古屋観光コンベンションビューロー個人情報取扱注意事項」を遵守すること。
- (5)本業務における成果物及びその著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに規定する権利をいう)は、無償でビューローに帰属するものとする。中間成果物として納品された図面や写真等は、契約期間中であっても受託者の承諾無く自由に使用でき、期間以降も同様に使用できるものとする。
- (6)本業務における成果物は、著作権等の処理を済ませた上で納入すること。なお、著作権等に関する紛争が生じた場合は、すべて受託者の責任と負担で対応すること。
- (7)他者の著作権等を侵害することのないよう、十分配慮すること。
- (8)妨害又は不当要求に対する届出義務 受託者は、契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員等から妨害(不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)を受けた場合は、発注者へ報告し、警察へ被

害届を提出しなければならない。また、受託者が前項に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告 5 又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

(9)障害者を理由とする差別の解消の推進 受託者は、本件業務を履行する当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。)及び愛知県障害者差別解消推進条例(平成 27 年愛知県条例第 56 号)に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領(平成 28 年 1 月策定。以下「対応要領」という。)に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。また、適切な対応を行うに当たっては、対応要領にて示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。なお、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針(法第 11 条の規定により主務大臣が定める指針をいう。)に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

(10)本事業の実施にあたっては、事前にビューローと十分に調整すること。また受託期間中を通じ、進捗状況や今後の進め方等について逐次ビューローに報告するとともに、必要に応じて打合せを実施すること。

(11)受託期間中は、業務の経過全般を常に把握している専任の担当者(ビューローとの連絡調整担当者)を配置し連絡調整、打合せ等を実施すること。

(12)本事業を遂行する上で必要な一切の経費は、受託者が負担すること。

## 7 問い合わせ先

(公財)名古屋観光コンベンションビューロー 観光部国内観光グループ 担当:福村、飯田、水野

〒460-0008 名古屋市中区栄二丁目 10 番 19 号 名古屋商工会議所ビル 11 階

TEL(052)202-1143 FAX(052)201-5785 email;kokunai@ncvb.or.jp